

# 鳥取縣公報

## 規 則

### ◇鳥取縣規則第四十二號

水利使用料徵收規則を次のように定める。

昭和二十二年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十四條 發電の原動力の用に供するため河川法施行河川又は同法を準用する河川の流水を使用する者に對してはこの規則の定むるところによつて使用料を徵收する。

第二條 使用量は左の標準により徵收する。

一、常時理論馬力一馬力に付年額九圓

二、常時理論馬力と最大理論馬力との差一馬力に付年額四圓五拾錢

第三條 使用料は通水を開始してあるものについては會計年度によりこれを徵收する。

昭和二十二年十一月十一日  
第千八百五十九號

火 曜 日

本書ノ大半サハ國定規格A列5

新に通水を開始したものについては其の通水開始の時より使用を廢したのものについてはその使用廢止の時迄月割をもつてこれを算定する。

理論馬力に増減のあつたときもまた同じ。

第四條 使用料は毎年四月にその年度一ヶ年度分を徵收する。

第五條 第三條第二項により新に通水を開始し又は理論馬力が増加したときはその年度に屬する使用料はその月よりこれを徵收しその使用を廢止し、又は理論馬力を減少したときは既納の使用料は本人の請求によつて月割をもつてこれを還付する。

第六條 法令の規定又は許可の條件に基く處分によつて水の使用を取消し若くは停止し又は使用水量を制限したときは、既納の使用料金はその翌月からこれを還付する。

00485

第七條 使用料金は左の各號の一に該當する場合はこれを徴收せず。

一、地方公共團體

二、公益法人

三、産業組合

第八條 特殊の事由があるときは第二條の規定にかゝわらず知事の認定に基いて使用料を減額することができ

第九條 發電水利使用料に關する施設が他府縣に亙る場合の使用料計算については第二條の範圍内で別にこれを定める。

附 則

第十條 この規則は昭和二十二年十月一日からこれを適用する。但し昭和二十二年度分に限り第四條の規定にかゝわらず昭和二十三年三月に全額これを徴收する。

第十一條 昭和七年十一月鳥取縣令第四十九號水利使用料徴收規程はこの規則適用の日からこれを廢止する。

告 示

鳥取縣告示第五百四號

昭和二十二年産米及び甘藷の政府への賣渡期日を食糧管理法施行規則第一條ノ三の規定により次のように定める。

昭和二十二年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

米 穀 昭和二十三年二月二十八日迄

生 甘 藷 昭和二十二年十二月三十一日迄

切干甘藷 昭和二十三年四月三十日迄

鳥取縣告示第五百五號

自作農創設特別措置法第三十條の規定により昭和二十二年七月二日を以て買收した未墾地及立木につき同法第三十四條に於て準用する第九條第一項但書の規定によつて(買收令書の交付をすることが出来ないものにつきその交付に代つて)次のように公告する。

昭和二十二年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00486

00486

00487

所有不明交付不能買收令書 覽表

買收時期 昭和二十二年七月二日

對價支拂時期 昭和二十二年七月二日より一年内に日本勸業銀行鳥取支店にて支拂

記號番號	所有者氏名 又は名稱	住 所	土地の所在地番	地 目	面 積	對 價	對價支拂方法 現金 現金 現物 證券
鳥取 山守土ノ624	日野高徳 東伯郡高徳村大字 泰久寺626番地	同	同	原野	0.2000	322.01	同
同	8 日野義徳	同	620番地 高田寺村大字堀字 口野555	同	18.114	783.65	同
同	同	同	同	同	28.028	2,184.79	同
同	同	同	同	同	6.510	598.07	476.81 3,000
同	9 日野友市	同	348番地 同字後口野851ノ2	原野	9,022	509.33	同
同	同	同	同	同	10,000	777.70	287.28 1,000
同	12 向井藤市	大府町吹田市上榮 町1245	同	山林	3,304	279.08	同
同	同	同	同	同	1,106	94.84	同
同	同	同	同	同	3,002	253.30	626.72
同	同	同	同	同	0.05	8.64	同
大山土ノ 10	高田博登 西伯郡縣村大字福 万347	同	同	原野	504	1,024.70	同
同	同	同	同	山林	408	70.84	104.18 1,000



鳥取縣告示第五百七號

鳥取縣煉炭輸送證明實施要綱を次のように定める。

昭和二十二年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣煉炭輸送證明實施要綱

- 一、本縣における煉炭の輸送證明については、重要物資輸送證明規則(以下規則という)によるの外、この要綱の定めるところによる。
- 二、規則第三條により出荷證明書(様式第一號)の交付を受けようとするときは、申請書(様式第二號)を知事に提出しなければならない。
- 三、出荷證明書の有効期間は、發行の日から一箇月以内とする。
- 四、荷送人が輸送單位の都合その他の理由により出荷證明書の分割又は併合をする必要が生じた場合は、申請書(様式第三號)に既に交付を受けた出荷證明書を添

加 藤 双 葉 昭和二年四月十六日生

えて知事に提出しなければならない。

五、規則第六條第二項により出荷證明書の再交付を受けようとする者は、申請書(様式第三號)を知事に提出しなければならない。

六、この要綱によつて知事に提出する申請書は主たる事務所々在地の市長又は地方事務所長を経由しなければならない。但し縣を區域とするものはこの限りでない。

七、この要綱は貨物自動車による縣内輸送のものについては昭和二十二年十二月末日までこれを適用しない。

様式第一號

第 號

煉炭出荷證明書

品 目 及 び 數 量

輸 送 區 間 發 着

荷送人及び荷受人氏名 荷送人 荷受人

運 送 取 扱 代 行 人 名 發 代 行 人 受 代 行 人

運 輸 機 關 名 運 輸 業 者 名

有 効 期 間 この證明書は昭和 年 月 日まで有効とする

荷受人記入欄 受領年月日 年月日 住所氏名

記 事 荷受人は、この證明書を受領した日から七日以内

に知事に返戻しなければならない

上記の煉炭は、正常取引に基いて出荷するものであることを證明する

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

様式第二號

煉炭出荷證明書交付申請書

- 一、品目及び數量
- 二、輸送區間
- 三、輸送期間
- 四、荷送人住所氏名
- 五、荷受人住所氏名
- 六、運輸機關名

右の通り出荷したいから證明書を交付下さるよう申請します

昭和 年 月 日

住 氏 名

鳥取縣知事西尾愛治殿

様式第三號

煉炭出荷證明分割(併合再交付)申請書

- 一、品目及び數量
- 二、輸送區間
- 三、輸送期間
- 四、荷送人住所氏名
- 五、荷受人住所氏名
- 六、運輸機關名

輸送單位の都合により右の通り分割(併合)致したく出荷證明書を添付申請します(右に對し昭和 年 月 日付第 號を以て出荷證明書を交付されましたが紛失したから再交付下さるよう申請します)

昭和 年 月 日

住 氏 名

鳥取縣知事西尾愛治殿

鳥取縣告示第五百九號

境特別都市計畫復興事務を取扱わしめるため昭和二十二年十一月五日左の事務所を設置した。

昭和二十二年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、事務所の名稱 境戦災復興事務所
- 一、事務所の位置 西伯郡境町大正町

鳥取縣告示第五百九號

境特別都市計畫復興區劃整理施行地區は左の通りである。その關係圖面は鳥取縣廳及び境戦災復興事務所に備えて縦覽に供する。

昭和二十二年十一月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 境町大正町、柴町、松ヶ枝町、京町、日ノ出町、明治町の各一部

鳥取縣告示第五百十號

價格等取締規則第二條の規定による届出を受理した。

昭和二十二年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、届出人住所、氏名 鳥取市北本寺町一八鳥取縣勤務工業協同組合
- 理事長 岩 田 重 雄

二、品名、價格

- 板こんにやく 卸賣業者 一枚七〇枚につき七圓〇五錢
- 小賣業者 同、六五枚につき八圓〇〇錢
- 白瀧こんにやく 卸賣業者 一貫匁につき二四五圓〇〇錢
- 小賣業者 同 三〇〇圓〇〇錢

鳥取縣告示第五百十一號

物價統制令第四條の規定により昭和二十二年八月物價廳告示第四百八十三號氷の販賣價格の統制額中卸賣業者の販賣價格の統制額を次のように指定する。

昭和二十二年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

卸賣業者販賣價格の統制額(十八貫につき) 五五圓〇〇

彙報

- 一、この表の統制額は賣主店先渡ししの統制額である。
- 二、漁船の船積み用及び魚介類の出荷輸送用として角氷を砕氷したものを販賣する場合は、この表の統制額に一角(十八貫)について一圓二〇錢を加えることが出来る。
- 三、この表の統制額は昭和二十二年十月二十九日より適用する。

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行為に對する處罰等に關する勅令)

(昭和二十一年十月二十九日付本欄参照)

昭和二十二年九月二十三日以降本件に關係せる官報登載連合國最高司令官發 日本政府宛覺書は左記の通りである。

記

一、宣傳用出版物の沒收に關する件

(昭和二十二年十月二十七日付官報参照)

昭和二十二年十一月十一日鳥取縣告示第五百九號の境特別都市計畫復興與土地區劃整理地區内において土地に關する所有權以外の登記のない權利を有する者は昭和二十二年十二月十日までに權利の存する土地の所有者と連署し、又は權利を證する書類を添付し、書面をもつて權利の種類及びその目的たる土地の所在を届け出ること。但し昭和二十二年十一月十一日前に届け出た者については右の期間内に異議の申出がないときは同日後届け出たものとみなす。

昭和二十二年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

注意

- 一、この公告で「所有權以外で登記のない權利」とは
- (1) 建物所有の目的で土地を借りているもの(借地權)
- (2) 田や畑を借りて耕作しているもの(賃借權、永小作權)
- (3) その他の他地上權、質權、地役權、先取持權等登記をしていないものは届け出を要します。

00493

二、權利を證する書類とは契約書、證書、證明書等で權利を確認することができるもので土地所有權者と連署できない場合には、この書類を添えて届け出て下さい。

三、復興土地區劃整理を施行する地區は次の通りです。  
境町大正町、榮町、松ヶ枝町、京町、日入出町、明治町の各一部。

別紙圖面表示の通り

別紙圖面は境戰災復興事務所に備え付けてありますけれども不明の場合、同事務所に問合せ下さい。

四、この届け出を怠り又は期日に遅れると換地にその權利を指定して貰うこと、減歩の補償金を受けること、土地區劃整理委員の選舉權及び被選舉權等の權利がなくなります。

なお土地區劃整理委員の選舉權については近日中に更にもう一度届け出をすることになっておりますから、その点を含んで下さい。

五、届け出の用紙は境戰災復興事務所に用意してあります。

なお詳しいことについては同事務所に問合せ下さい。

六、この外、今後これ等の權利について異動があつた場合は、その都度届け出を要し、この届け出を怠つたために生じた損害については、異議を述べることができないことになっております。

50100

昭和二十二年十一月十一日印刷  
昭和二十二年十一月十一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町